



津南町 介護保険・高齢者サービスガイド

新潟県中魚沼郡津南町

住んでよかったですと
みんながいえる
町を目指して

内容は令和3年10月1日現在のものです。
変更となることがあります。

津南町役場 福祉保健課

TEL.025-765-3114

介護保険の目的

介護保険は、住み慣れた地域で、本人の能力に応じて、自立した自分らしい暮らしを営むことができるよう必要な介護サービスを利用するための制度です。介護サービスは、要介護状態の軽減・悪化の防止を目的に行われます。

● 介護サービスの利用にあたって

できないことは支援を受け、本人ができることは自分で行うこと
で、状態の維持向上に努めましょう。

ケアマネジャーや家族と一緒に、本人のできる力の維持向上に向
けて、それぞれに合ったサービスや支援方法を考えましょう。

介護保険のサービスだけではなく、地域とのつながりを持ち続ける視点が大切です。



介護保険のよくあるご質問

Q 要介護認定の申請をするタイミングはいつ？

A 介護サービスが必要なとき、福祉用具利用や住宅改修を考えているときが申請のタイミングです。

Q 一人暮らしをしている高齢の親が心配…

A 町では、高齢者やその家族のための総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置しています。まずは地域包括支援センターにご相談ください。

Q 友人や医療機関に要介護認定を勧められたけど、すぐに要介護認定を受けたほうがいいの？
もしものために要介護認定は必要？

A 介護サービスが必要になったら申請しましょう。

認定を受けたときの身体の状態と、サービス利用開始時の身体の状態が変わっている場合には、再度、要介護認定を申請しなければならないことがあります。

判断にお困りのことがありましたら、地域包括支援センターにご相談ください。

Q 介護度が高いほどいいの？

A 介護度が高いほど受けられるサービスの種類やサービスの量は増えますが、サービスの単価も増加します。

また、必要以上のサービスを利用することで、本人の心身の機能をさらに低下させ、悪循環につながる可能性があります。

本人の持つ能力に合わせて、適切な介護度で、適切なサービスを、過不足がない量で利用することが重要です。

津南町介護保険・高齢者サービスガイド目次

〈介護サービス〉に記載されているサービス費用は、自己負担額が1割のものです。2割、3割負担の場合は金額が異なりますので、具体的な金額は各事業所または担当ケアマネジャーにご確認ください。

サービス利用までの流れ	1
要介護認定申請の流れ	2

〈介護サービス〉

○居宅サービス p3 ~ p12

・訪問介護（ホームヘルプ）	3
・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	4
・訪問看護・介護予防訪問看護	5
・通所介護（デイサービス）	6
・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	7
・短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）	8 ~ 9
・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	10
・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	11
・居宅介護支援・居宅介護予防支援（ケアプラン作成）	12

○住環境を整えるサービス p13 ~ p16

・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	13
・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	14
・住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給	15
・住宅改修利用の手順	16

○施設サービス p17 ~ p18

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	17
・介護老人保健施設（老人保健施設）	18

○地域密着型サービス p19 ~ p22

・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	19
・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	20
・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	21
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	22

○介護保険制度 p23 ~ p28

・サービスの利用者負担	23
・食費・居住費の利用者負担限度額（特定入所者介護サービス費）	24
・高額介護サービス費	25
・総合事業（地域支援事業）	26 ~ 27
・地域包括支援センター（居宅介護予防支援）	28

〈高齢者サービス〉

○介護予防・生活支援サービス p29 ~ p34

○その他サービス・その他施設 p35 ~ p37

○相談窓口一覧 p38

○介護保険サービス連絡先一覧 p39 ~ p40

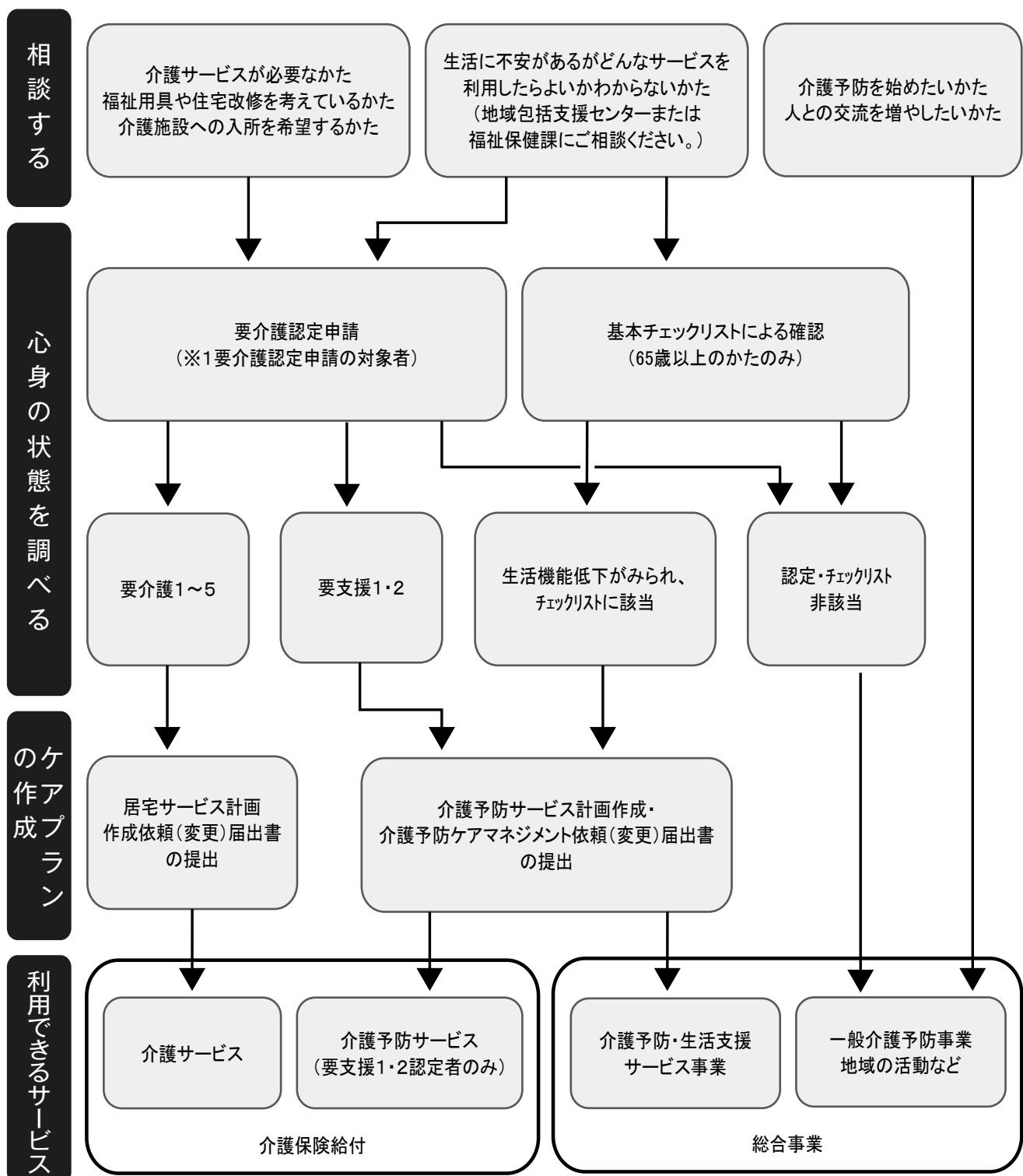
○津南町介護サービス事業所マップ p41

※介護保険サービス事業所については、町内の事業所について記載しております。

ただし、福祉用具貸与、販売については、事業所の名称等は記載してありません。

また、施設サービスについては十日町市、長野県栄村の事業所についても記載しております。

サービス利用までの流れ



※1要介護認定申請の対象者

- ①65歳以上のかたは「第1号被保険者」になります。
第1号被保険者は原因を問わずに要介護認定申請ができます。
- ②40歳以上65歳未満のかたは「第2号被保険者」になります。
第2号被保険者は特定疾患(※2特定疾患一覧)が原因により、
介護サービスが必要となったかたが、要介護認定申請ができます。

※2特定疾患一覧

- ・がん
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定申請の流れ

① 要介護・要支援認定の申請

福祉保健課に申請書を提出します。

- 持ち物: 40~64歳のかたは医療保険被保険者証
65歳以上のかたは介護保険被保険者証と医療保険被保険者証



② 認定調査

認定調査員が自宅などを訪問し、本人の心身の状態や生活状況などについて、聞き取り調査を行います。

普段のご様子を認定結果に反映させるために、日常生活の介助をしているかたの同席をお願いします。



③ 主治医意見書

津南町から主治医(かかりつけ医)に心身の状態についての意見書の作成を依頼します。

申請日から1ヶ月以内に主治医の受診をするようお願いします。



④ 要介護・要支援認定

申請してから約1ヶ月で認定結果が通知されます。認定されたかたには認定結果(要介護状態区分等)が記載された介護保険被保険者証が郵送されます。



⑤ ケアプランの作成依頼

介護保険サービスを利用するための計画書(ケアプラン)の作成を依頼しましょう。

結果通知と同封されている「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」または「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を福祉保健課に提出してください。

※施設サービスの利用を希望するかたは、施設に直接ご連絡ください。



⑥ ケアプランの作成

ケアマネジャーは、利用者や家族の意向、心身の状況、生活環境、目標などを踏まえて、利用者や家族、サービス事業者等と相談しながらケアプランを作成します。可能な限り自立した日常生活を送ることを目指した支援の方針やサービス内容などが盛り込まれます。

最終的に利用者がケアプランに同意して、ケアプランが完成します。



⑦ サービス利用開始と更新の申請

ケアプランを基にサービス利用が始まります。

「要介護・要支援認定」には有効期間があり、引き続きサービスを受けるには更新申請が必要です。

申請書は有効期間が切れる2ヶ月前にお知らせと併せて郵送します。

〈介護保険サービス〉

○居宅サービス

自宅に訪問してもらう訪問系サービス、施設に通う通所系サービスなどがあり、組み合わせて利用することもできます。

訪問介護（ホームヘルプ）

■ 要介護1～5のかたが対象

○訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。



事業所名	所在地	電話番号
津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682-3	025-765-4858
ヘルパーステーションあおぞら	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙329-1	025-765-5243

自己負担のめやす

内 容		サービス費用	そ の 他
身体介護	20分～30分未満	250円	
	30分～1時間未満	396円	
	1時間以上	579円	(所要時間1時間から計算して30分増すごとに84円を加算)
生活援助	20分～45分未満	183円	
	45分以上	225円	
通院等のための乗車や降車の介助		99円	

※この他に加算がつく場合があります。

※同居家族がいる場合は原則として生活援助の利用はできません。

補足で説明します

訪問介護では、次のサービスを受けることはできません。

- ・直接利用者の援助に該当しないサービス
例) 利用者の家族のための家事や来客対応 など
- ・日常生活の範囲を超えるサービス
例) 草むしり、ペットの世話、大掃除、窓のガラス磨き など

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護1～5のかたが対象

○訪問入浴介護

介護職員などが移動入浴車で利用者の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

要支援1・2のかたが対象

○介護予防訪問入浴介護

介護職員などが移動入浴車で利用者の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

※原則として、自宅に浴室がない場合や感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して提供されます。

自己負担のめやす（訪問入浴介護）

内 容	サービス費用
全身入浴（1回あたり）	1,260円

自己負担のめやす（介護予防訪問入浴介護）

内 容	サービス費用
全身入浴（1回あたり）	852円

※この他に加算がつく場合があります。

※現在、町内に訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護を提供する介護サービス事業所はありません。利用を希望される場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。



訪問看護・介護予防訪問看護

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○訪問介護、介護予防訪問看護

看護師、理学療法士などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

事業所名	所在地	電話番号
津南町訪問看護ステーション	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682	025-755-5141

自己負担のめやす

内 容	サービス費用		
	要介護	要支援	
訪問看護ステーション	30分未満	470円	450円
	30分～1時間未満	821円	792円
	1時間以上～1時間30分未満	1,125円	1,087円

※この他に加算がつく場合があります。

※介護認定非該当のかたや病気の状態によっては、医療保険の訪問看護が利用できます。

※理学療法士による訪問については、サービスの提供時間、費用は異なります。

補足で説明します

訪問介護では、病状に応じて、次のようなサービスを受けることができます。

- ・ 血圧、脈拍、体温などの測定、病状の確認など
- ・ 排泄、入浴の介助、清拭、洗髪など
- ・ 在宅酸素、カテーテルやドレーンチューブの管理、褥瘡の処置、リハビリテーションなど
- ・ 在宅での看取り

通所介護（デイサービス）

要介護1～5のかたが対象

○通所介護

利用者が通所介護の施設に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

事業所名	所在地	電話番号
津南町高齢者生活福祉センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁 2682-3	025-765-4876
デイサービスセンターかりん	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 329-1	025-765-5315
みさと苑デイサービスセンター	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙 317-1	025-765-3400

自己負担のめやす

要介護度	サービス費用	その他の
要介護1	655円	
要介護2	773円	
要介護3	896円	所要時間7時間以上～8時間未満の場合の金額です。 送迎を含みます。
要介護4	1,018円	食費等は自己負担となります。
要介護5	1,142円	

※この他に加算がつく場合があります。



通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設に通い、理学療法士などの専門職が生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

事業所名	所在地	電話番号
町立津南病院	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682	025-765-3161

※町立津南病院では、入浴・食事の提供はありません。

自己負担のめやす（通所リハビリテーション）※月単位の定額

要介護度	サービス費用	その他の
要介護1	366円	所要時間1時間以上～2時間未満の場合の金額です。 送迎を含みます。
要介護2	395円	
要介護3	426円	
要介護4	455円	
要介護5	487円	

※この他に加算がつく場合があります。

自己負担のめやす（介護予防通所リハビリテーション）※月単位の定額

内容	要介護度	サービス費用
1ヶ月につき (共通的サービス)	要支援1	2,053円
	要支援2	3,999円
その他	送迎を含みます。	



短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要なかたの短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

事業所名	利用定員	所在地	電話番号
恵福園	18	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682-3	025-765-3700
かりんの里	10	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙329-1	025-765-3600
みさと苑	ベッドの空き具合によります。	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙317-1	025-765-3400

自己負担のめやす（短期入所生活介護）

内容	要介護度	サービス費用	その他
併設型・多床室 介護老人福祉施設 利用（1日につき） の場合	要介護1	596円	食費・居住費について は、自己負担となります。
	要介護2	665円	
	要介護3	737円	
	要介護4	806円	
	要介護5	874円	
併設型・ユニット 型個室 介護老人福祉施設 利用（1日につき） の場合	要介護1	696円	
	要介護2	764円	
	要介護3	838円	
	要介護4	908円	
	要介護5	976円	

※この他に加算がつく場合があります。

自己負担のめやす（介護予防短期入所生活介護）

内 容	要介護度	サービス費用	そ の 他
併設型・多床室 介護老人福祉施設 利用（1日につき） の場合	要支援1	446円	食費、居住費については、 自己負担となります。
	要支援2	555円	
併設型・ユニット 型個室 介護老人福祉施設 利用（1日につき） の場合	要支援1	523円	
	要支援2	649円	

※この他に加算がつく場合があります。

ここに注意！

- ショートステイを連続して利用できる日数は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。



居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが利用者の自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

事業所名	所在地	電話番号
町立津南病院	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682	025-765-3161

自己負担のめやす

内 容	利用限度回数	サービス費用	その他
医師が行う場合	月2回	259円～514円	介護サービスの居宅療養管理指導を利用するかたは、医療保険からの同様のサービスは受けられません。 ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は、保険給付が受けられます。
歯科医師が行う場合	月2回	440円～516円	
病院の薬剤師	月2回	379円～565円	
薬局の薬剤師	月4回	341円～517円	
管理栄養士等	月2回	423円～544円	
歯科衛生士等	月4回	294円～361円	

※居住の場所によって料金が変わります。



特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、入居しているかたに、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

事業所名	所在地	電話番号
ケアハウス リバーサイドみさと	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙355	025-765-5211

自己負担のめやす（特定施設入居者生活介護）

内容	要介護度	サービス費用
1日につき	要介護1	538円
	要介護2	604円
	要介護3	674円
	要介護4	738円
	要介護5	807円

※この他に加算がつく場合があります。

自己負担のめやす（介護予防特定施設入居者生活介護）

内容	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援1	182円
	要支援2	311円

※この他に加算がつく場合があります。



居宅介護支援・介護予防支援（ケアプラン作成）

在宅でサービスを利用するためには「ケアプラン」の作成が必要です。

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

○居宅介護支援・介護予防支援事業所（ケアプラン作成事業者）

☆要介護1～5のかた → 居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。

事業所名	所在地	電話番号
津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682-3	025-765-4858
みさと苑居宅介護支援事業所	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙317-1	025-765-3400

☆要支援1・2のかた及び総合事業対象者 → 地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成します。

事業所名	所在地	電話番号
津南町地域包括支援センター	〒949-8292 津南町大字下船渡戊585	025-765-5455

※津南町地域包括支援センターが委託した居宅介護支援事業所でも計画を作成できます。

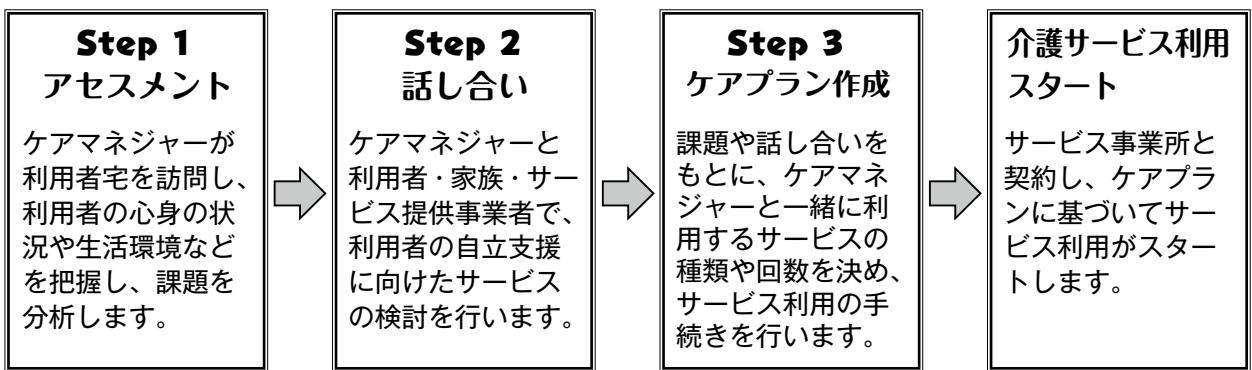
（作成受託事業所：津南町在宅介護支援センター、みさと苑居宅介護支援事業所）

自己負担のめやす

利用料金はかかりません。

補足で説明します

ケアプランは以下の流れで作成します。



○住環境を整えるサービス

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■ 要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

※指定事業所の情報は新潟県庁ホームページ「分野別」→「健康・福祉」→「高齢者・障害者・福祉」→「介護保険制度・事業者情報」→「介護保険法における指定事業者一覧」→「サービス種類別事業所（施設）一覧」→「（介護予防）福祉用具貸与」で確認できます。

※希望されるかたには近隣事業所が記載された一覧表をお渡しします。福祉保健課保険班または地域包括支援センターへお問い合わせください。

○要介護2～5のかたの対象品目

- ・車いすとその付属品
- ・手すり（工事を伴わないもの）
- ・認知症老人徘徊感知器
- ・特殊寝台とその付属品
- ・スロープ（工事を伴わないもの）
- ・移動用リフト（つり具を除く）
- ・床ずれ防止用具
- ・歩行器
- ・体位変換器
- ・歩行補助つえ

※特に必要と認められた場合は要支援1・2、要介護1のかたも保険給付の対象となる場合もあります。

○要支援1・2、要介護1のかたの対象品目

- ・手すり（工事を伴わないもの）
- ・歩行器
- ・スロープ（工事を伴わないもの）
- ・歩行補助つえ

○要介護4・5のかたの対象品目

- ・自動排泄処理装置

※特に必要と認められた場合は要支援1・2、要介護1～3のかたも保険給付の対象となる場合もあります。

自己負担のめやす

内 容	サービス費用
福祉用具のレンタル	対象品目によって 異なります。

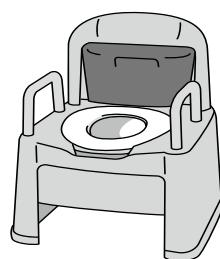


特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に
購入費を支給します。



※指定事業所の情報は新潟県庁ホームページ「分野別」→「健康・福祉」→「高齢者・障害者・福祉」→「介護保険制度・事業者情報」→「介護保険法における指定事業者一覧」→「サービス種類別事業所（施設）一覧」→「特定（介護予防）福祉用具販売」で確認できます。

※希望されるかたには近隣事業所が記載された一覧表をお渡しします。福祉保健課保険班または地域包括支援センターへお問い合わせください。

○特定福祉用具販売の対象品目

- ・腰掛便座（便器の底上げ部材）
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

◎県で指定された事業所及び販売店で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、購入費が支給されます。

自己負担のめやす

内 容	サービス費用	福祉用具の支給について
特定福祉用具の販売	1年につき上限 10万円	事業所、販売店に購入した費用をいったん全額支払います。
	購入価格の9割、8割または7割を補助します。	その後、領収書、カタログの写し、通帳の写し（口座名義・番号がわかるもの）、印鑑を添えて町に申請してください。

住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

要支援1・2及び要介護1～5のかたが対象

○住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、改修費が支給されます。

○対象となるもの

- ・廊下、階段、浴室やトイレなどへの手すりの設置
- ・通路等の傾斜の解消
- ・段差解消のためのスロープ設置
- ・滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸などの扉の取り替え・撤去及び新設
- ・洋式便器などへの便器の取り替え
- ・これら改修に伴い付帯する工事

自己負担のめやす

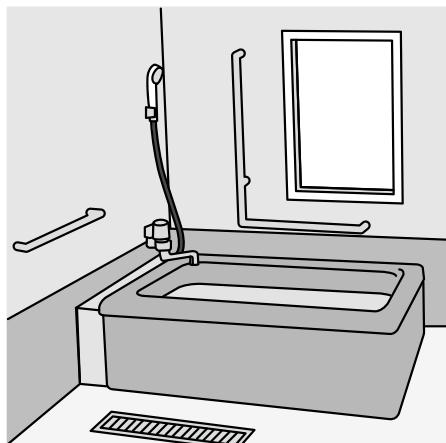
内 容	サービス費用
	上限 20 万円
住宅改修	改修費用の9割、8割または7割を補助します。

事前申請が必要です。

住宅改修費の支給額

住宅改修費の支給額は、改修費用の9割、8割または7割です。ただし、介護保険で利用できる金額には上限（支給限度基準額20万円）が設けられています。改修費用が支給限度基準額を超えた場合、超えた分は保険給付対象外となりますので、利用者負担となります。

※一度支給基準限度額まで介護保険の住宅改修費の支給を受けた場合でも、転居したときや、要介護等状態区分が3段階以上あがったときは、あらためて支給限度基準額20万円分の住宅改修費の支給受けることができます。



住宅改修利用の手順

事前申請が必要です。

住宅改修をする際には、あらかじめ町に申請書等を提出（事前申請）し、審査・承認を受ける必要があります。

① 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

担当のケアマネジャーなどに希望する改修内容が介護保険の対象となるかなどを相談します。

あわせて、ケアマネジャーに住宅改修が必要な理由書の作成を依頼します。

② 施工事業者の選択・見積依頼

複数の業者から見積書の依頼をし、施工を依頼する業者を選択します。

③ 申 請

町福祉保健課に住宅改修費の支給を事前申請します。

＜申請に必要なもの＞

- ・申請書
- ・工事費見積書（内訳のわかるもの）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・完成後の状態がわかるもの（簡単な図面）
- ・介護保険証
- ・印鑑
- ・改修前の日付入り写真
- ・通帳の写し（口座名義・番号がわかるもの）

④ 施工の承認の可否

申請していただいた書類について審査し、施工の可否について通知します。

⑤ 施工・完成

施工について、承認されましら、改修工事を行います。



⑥ 支 払 い

事業者に、かかった費用をいったん全額支払います。事業者からは必ず領収書をもらってください。

⑦ 住宅改修費の支給

工事終了後、町福祉保健課に以下の書類を提出します。改修内容が事前に申請した内容と変わりがない場合、住宅改修費が支給されます。（改修費用の9割、8割または7割）

＜提出に必要なもの＞

- ・領収書
- ・工事費内訳書
- ・改修後の日付入り写真

○施設サービス

入所申込は施設へ直接行い、施設と契約します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3～5のかたが対象（特別な事情があれば要介護1・2のかたも申込むことができます。）

日常生活において常に介護が必要で、自宅で生活することが困難なかたが対象の施設です。

食事、入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などを行います。

事業所名	入所定員	所在地	電話番号
恵福園	87	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682-3	025-765-3700
みさと苑	110	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙317-1	025-765-3400
七川荘	50	〒949-8401 十日町市上山己2739（中里）	025-763-2669
三好園	100	〒949-8603 十日町市下条3丁目485-1（下条）	025-756-2106
あかね園	44	〒948-0136 十日町市高原田278-1（川西）	025-768-4565
ほくほくの里	70	〒942-1527 十日町市太平664-4（松代）	025-597-2020
不老閣	50	〒942-1406 十日町市松之山1028-8（松之山）	025-596-3366
フランセーズ 悠さかえ	70	〒389-2701 長野県下水内郡栄村大字豊栄字久保2140	0269-87-1150
フランセーズ悠 さかえひがし	38	〒389-2701 長野県下水内郡栄村大字豊栄字久保2140	0269-87-1150
三好園しんざ	50	〒948-0003 十日町市新座甲609-2（新座）	025-752-7670
まほろばの里川治	70	〒948-0036 十日町市川治4525（川治）	025-761-7333
桜湯の里	48	〒949-8407 十日町市田中会所前字口475-1（中里）	025-763-2555
桜湯の里2号館 レインボー	85	〒949-8407 十日町市田中庚42番地（中里）	025-763-2811
なの花	100	〒949-8617 十日町市中条己2958-1（中条）	025-755-5811

自己負担のめやす（多床室の場合）

内容	要介護度	サービス費用	その他
1日につき	要介護1	573円	食費・居住費は自己負担となります。 ※ユニット型個室、ユニット型個室的多床室などの場合は金額が異なります。
	要介護2	641円	
	要介護3	712円	
	要介護4	780円	
	要介護5	847円	

※この他に加算がつく場合があります。

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5のかたのみ利用できます。（要支援1・2のかたは利用できません）

リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。

状態が安定している方が在宅復帰できるよう、医学的管理下における介護、看護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上の支援が受けられます。

事業所名	入所定員	所在地	電話番号
希望の里松涛園	100	〒942-1342 十日町市浦田2955-1（松之山）	025-596-3015

自己負担のめやす（多床室の場合）

内容	要介護度	サービス費用	その他
1日につき	要介護1	788円	食費・居住費は自己負担となります。 ※ユニット型個室、ユニット型個室的多床室などの場合は金額が異なります。
	要介護2	836円	
	要介護3	898円	
	要介護4	949円	
	要介護5	1,003円	

※この他に加算がつく場合があります。

※施設サービスを利用した場合の自己負担

●施設サービスを利用した場合

施設でのサービスの利用者は、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費と居住費、日常生活費を自己負担します。

○地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、地域の実情に合わせて町の裁量で整備するサービスです。
(※原則として他の市区町村のかたはこのサービスは利用できません。)

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2のかた及び要介護1～5のかたが対象（要支援1のかたは利用できません）

○認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のかたが少人数で共同生活をしながら、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



事業所名	入所定員	所在地	電話番号
グループホーム ひまわり	15	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙355	025-765-5330
グループホーム ゆうゆ	17	〒949-8206 津南町大字外丸丁1458	025-765-3557
グループホーム いなほ	9	〒949-8201 津南町大字下船渡乙5910-1	025-765-4779

自己負担のめやす

内容	要介護度	サービス費用
1日につき (2ユニットの場合)	要介護1	752円
	要介護2	787円
	要介護3	811円
	要介護4	827円
	要介護5	844円
	要支援2	748円



※食費・居住費などは自己負担となります。
この他に加算がつく場合があります。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1・2のかた及び要介護1～5のかたが対象

○小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問のサービスや泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

事業所名	所在地	電話番号
ケアホーム恵福園なかつ	〒949-8311 津南町大字中深見甲5540	025-765-5800
スマイルホームこたね	〒949-8124 津南町大字上郷子種新田287-1	025-761-6700
恵福園 ほくぶ	〒949-8201 津南町大字下船渡甲8119	025-765-5361

自己負担のめやす

内容	要介護度	サービス費用	その他
1ヶ月につき	要介護1	10,423円	このサービスを利用している間は以下のサービスは利用できません。 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活、療養介護、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス（予防も含みます。） 食費等は自己負担となります。
	要介護2	15,318円	
	要介護3	22,283円	
	要介護4	24,593円	
	要介護5	27,117円	
	要支援1	3,438円	
	要支援2	6,948円	

※この他に加算がつく場合があります。



認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要支援1・2のかた及び要介護1～5のかたが対象

○認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症のかたを対象に専門的なケアを提供する通所介護です。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

事業所名	所在地	電話番号
スマイルハウスつなん老人デイサービスセンター	〒949-8201 津南町大字下船渡戊944-1	025-765-5322
デイホームひまわり	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙355	025-765-5330
デイサービスなかつ	〒949-8311 津南町大字中深見甲5540	025-765-5800
デイホームいなほ	〒949-8201 津南町大字下船渡己5910-1	025-765-4779

自己負担のめやす

内容	要介護度	サービス費用	その他
1日につき	要介護1	992円	7時間以上～8時間未満 施設単独型の場合の金額です。 送迎を含みます。 食費・居住費は自己負担となります。
	要介護2	1,100円	
	要介護3	1,208円	
	要介護4	1,316円	
	要介護5	1,424円	
	要支援1	859円	
	要支援2	959円	

※この他に加算がつく場合があります。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則、要介護3～5のかたが対象（特別な事情があれば要介護1・2のかたも申込むことができます。）

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設です。

事業所名	入所定員	所在地	電話番号
ケアホーム恵福園 なかつ	29	〒949-8311 津南町大字中深見甲5540	025-765-5800
恵福園ほくぶ	29	〒949-8201 津南町大字下船渡甲8119	025-765-5361
かりんの里	29	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙329-1	025-765-3600

自己負担のめやす（ユニット型個室の場合）

内容	要介護度	サービス費用	その他
1日につき	要介護1	661円	食費・居住費は自己負担となります。
	要介護2	730円	
	要介護3	803円	
	要介護4	874円	
	要介護5	942円	

※この他に加算がつく場合があります。



○介護保険制度

サービスの利用者負担

○介護保険サービスの利用者負担割合

介護保険サービスを利用した場合は、原則としてかかった費用の1割、2割または3割をサービス事業者に支払います。

利用者負担の割合は、所得等により異なります。

本人の合計所得が 160万円未満		1割負担
本人の合計所得が 160万円以上220万円未満	年金収入 + その他の合計所得が	単身：280万円未満 2人以上：346万円未満 1割負担
	年金収入 + その他の合計所得が	単身：280万円以上 2人以上：346万円以上 2割負担
本人の合計所得が 220万円以上	年金収入 + その他の合計所得が	単身：280万円未満 2人以上：346万円未満 1割負担
	年金収入 + その他の合計所得が	単身：280万円以上 340万円未満 2人以上：346万円以上 463万円未満 2割負担
上記以外の場合		3割負担

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満のかた）、住民税非課税のかた、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

○介護保険（介護給付・予防給付）の支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。

☆区分支給限度額基準（在宅でサービスを受ける場合の限度額）

介護度区分	限度額（月）
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

※利用者は、サービス費用の1割、2割または3割を負担します。

※限度額を超えた分は、全額自己負担となります。

食費・居住費の利用者負担限度額（特定入所者介護サービス費）

低所得のかたの施設利用が困難とならないように、下記に該当するかたは申請により一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。（「特定入所者介護サービス費」といいます。）

○負担限度額（日額）

利用者負担段階		居住費の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型個 室的多床室	従来型個室	多床室	施設	短期入所
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金の収入額+非課税年金の収入額が80万円以下のかた	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金の収入額+非課税年金の収入額が80万円超120万円以下のかた	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金の収入額+非課税年金の収入額が120万円超のかた					1,360円	1,300円
基準費用額		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※通所型サービス、小規模多機能サービス及びグループホームでの食費及び居住費負担は対象となりません。

☆次の①、②のいずれかに該当する場合、対象となりません。

①世帯が違っても配偶者が住民税を課税されている場合。

②本人及び配偶者の預貯金等の金額を確認し、国の定めた基準額を超える場合。

◎申請が必要です。

低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、福祉保健課に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。

申請に当たっては、本人及び配偶者の通帳の写しが必要となります。

高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの1割、2割または3割の利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合算額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

※食費、居住費や日用品などの自己負担分は除きます。

※住宅改修費、福祉用具購入費は、高額介護サービス費の合計額には含みません。

利用者負担段階区分	上　限　額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	世帯：140,100円
課税所得380万円（年収約770万円）以上 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	世帯：93,000円
課税所得380万円（年収約770万円）未満	世帯：44,400円
本人及び世帯全員が住民税非課税	世帯：24,600円
○合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ○老齢福祉年金の受給者	世帯：24,600円 個人：15,000円
生活保護の受給者	世帯：15,000円

◎申請が必要です。

印鑑、通帳の写し(口座名義・番号がわかるもの)などをお持ちになり、申請してください。

なお、2回目以降、申請は不要です。一定額を超えた場合は、指定された口座に振込みます。

※施設に入所しているかたは、施設に受領を委任することができます。希望されるかたは、入所施設にお申ください。

☆介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

総合事業（地域支援事業）

地域にお住まいの65歳以上のかたを対象に町が行う事業です。

要支援認定者や生活機能の低下が見られるかたが利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のかたを広く対象とした「一般介護予防事業」があります。

○介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）の対象者

- ・要支援1・2の認定を受けたかた
- ・要介護認定非該当者で基本チェックリスト（※）に該当したかた

※基本チェックリスト→心身の状況を把握するための質問リストです。介護予防が必要か、どんなサービスが必要かを確認します。

○訪問型サービス現行相当

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や日常生活の手助けを行います。

自己負担のめやす　※月単位の定額

	要介護度	内 容	サービス費用
1ヶ月につき	要支援1・2	週1回程度の利用	1,176円
		週2回程度の利用	2,349円
	要支援2	週2回を超える利用	3,727円

事 業 所 名	所 在 地	電話番号
津南町在宅介護支援センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682-3	025-765-3702
ヘルパーステーションあおぞら	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙329-1	025-765-5243

○訪問型サービスB

シルバー人材センター会員（介護有資格者など）が自宅を訪問し、調理、洗濯及び掃除などの家事援助を行います。

	要介護度	内容（上限）	サービス費用 (1回につき)
訪問型サービスB	要支援1及び総合事業対象者	週1回	200円
	要支援2	週2回	

事 業 所 名	所 在 地	電話番号
十日町地域シルバー人材センター津南事務所	〒949-8201 津南町大字下船渡戊700-1	025-761-7676

○通所型サービス現行相当

食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための支援を日帰りで行います。また、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、創作活動等の機能訓練（アクティビティ）など）が受けられます。

自己負担のめやす ※月単位の定額

	要介護度	サービス費用		サービス費用	
1カ月につき (共通的サービス)	要支援1	1,672円	1カ月につき (選択的サービス)	運動機能向上 225円	
	要支援2	3,428円		栄養改善 200円	
その他	送迎、入浴を含む。食費は自己負担となります。			口腔機能向上 150円～160円	
				生活機能向上 100円～200円	

事業所名	所在地	電話番号
津南町高齢者生活福祉センター	〒949-8201 津南町大字下船渡丁2682-3	025-765-4876
デイサービスセンターかりん	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙329-1	025-765-5315
みさと苑デイサービスセンター	〒949-8202 津南町大字芦ヶ崎乙317-1	025-765-3400

○短期集中型サービス事業

介護予防を目的に、専門職が短期間、支援を行います。

事業名	内 容
通所型サービスC	運動、口腔、栄養の改善にかかる予防教室を実施します。（送迎あり）
訪問型サービスC	訪問看護師が自宅を訪問し、心身の健康を取り戻せるように相談や指導を行います。

※利用については地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター（居宅介護予防支援）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、「地域包括支援センター」が設置されています。センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防をはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

地域包括支援センターが行う主な業務

☆地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

○介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）

要支援認定を受けたかたや総合事業対象者の相談や介護サービスを利用する際の介護予防計画（ケアプラン）の策定を行います。

○総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度等を利用した高齢者への総合的な相談支援を行ったり、適切な相談窓口に繋げたりします。

○権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守るために権利擁護事業の推進、成年後見制度の活用や高齢者虐待の早期発見・防止・解決を進めています。

○包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな関係機関とのネットワークづくりに努めます。

○認知症総合支援事業

認知症になっても安心して暮らせる町を目指して、認知症の正しい知識の普及や早期相談・受診の体制づくりに努めます。

○在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の連携を図り、最期まで住み慣れた地域での暮らししが続けられる体制づくりを進めています。

○生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で安心して生活できるように支援体制の充実・強化を進めています。

地域の通いの場の活動支援を行っています。

○一般介護予防事業

介護予防に関する講演会や介護予防教室などを開催しています。

事業所名	所在地	電話番号
津南町地域包括支援センター	〒949-8292 津南町大字下船渡戊585（役場福祉保健課内）	025-765-5455

〈高齢者サービス〉

◎介護予防・生活支援サービス

○緊急通報装置貸与（安心ホットライン）

緊急ボタン・首かけ式ペンダントおよび安否センサー、火災センサー、外出センサーにより24時間見守ります。

対象者 おおむね65歳以上の一人暮らしのかた

利用料 無料

⇒お問い合わせは**福祉保健課**へ

○生活管理指導員派遣事業（自立支援）

生活管理指導員を派遣し、家事援助

（炊事・掃除・洗濯・買い物）などを行います。



対象者 65歳以上の高齢者で生活の維持が困難なかた

利用料 310円／1日1時間 週2回まで

⇒お問い合わせは**福祉保健課**へ

〔※ 介護保険の認定を受けているかたは、介護保険のサービスが優先となりますので利用できません。〕



○生活管理指導短期宿泊事業（自立支援）

施設に短期間宿泊し、日常生活に対する指導、支援を行います。

対象者 65歳以上の高齢者で生活の維持が困難なかた

利用料 1,830円／1日～

⇒お問い合わせは**福祉保健課**へ

〔※ 介護保険の認定を受けているかたは、介護保険のサービスが優先となりますので利用できません。〕

◎介護予防・生活支援サービス

○要援護世帯除雪援助事業

除雪援助ができる家族や親族がいないと民生委員が認めた要援護世帯に対し、屋根雪除雪の支援を行います。



対象者 高齢者のみ世帯、一人暮らし、母子世帯、障害者世帯、その他世帯（各世帯基準あり）課税世帯は除く

利用料 每年変更する場合がありますのでお問い合わせください

⇒担当地区の民生委員または福祉保健課にご相談ください。

○配食サービス

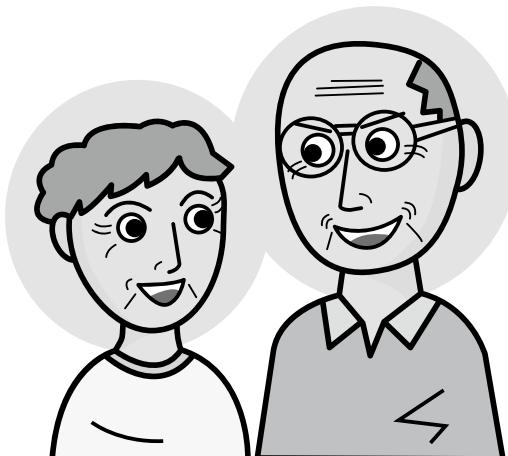
毎週月・木曜日に、調理が困難な高齢者のかたにお弁当をお届けし、安否確認を行います。（夕食のみ）



対象者 65歳以上の人一人暮らし、高齢者のみ世帯、障害者のかた等

利用料 1食 200円

⇒お問い合わせは福祉保健課または社会福祉協議会へ



○一人暮らし昼食会

一人暮らしのかたのふれあい交流昼食会です。

対象者 65歳以上の人暮らし高齢者

利用料 負担金あり ※年2回開催

⇒お問い合わせは 社会福祉協議会へ

○みさと苑配食サービス

昼、夕の2食お届けし、健康状態、安否確認を行います。

食形態や病食には栄養士がご相談に応じます。

対象者 おおむね65歳以上の高齢者で独居のかた
であって食事を用意する家族がないかた

利用料 1食 600円

⇒お問い合わせは かりんの里へ



○つなん在宅介護教室

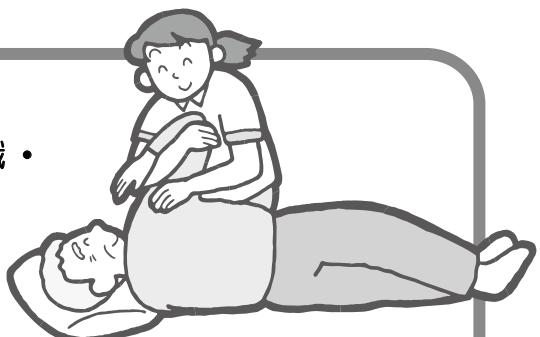
介護方法や介護サービス等についての知識・
技術の講習、講演会を行います。

対象者 在宅で寝たきり、認知症、

虚弱な要援護者を介護している家族や介護に関心のあるかた

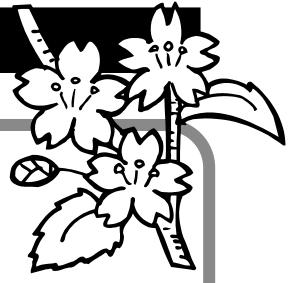
参加費 無料（実習などを行った場合は一部負担金あり）

⇒お問い合わせは 福祉保健課へ



○認知症家族介護教室（さくら会）

認知症を理解し関わりかたを学び、日常的に困っていることや工夫していることなどを話し合いながら家族の心の負担の軽減や介護疲れの解消を目的に話し合いや学習会を行います。



対象者 認知症のかたを在宅介護している家族のかた

参加料 無料

⇒お問い合わせは**福祉保健課**へ

○介護者交流事業（リフレッシュ事業）

介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識と元気回復のための介護者交流会です。

対象者 在宅で寝たきり、認知症、虚弱な要援護者を介護している家族

参加費 交流会は自己負担あり ※年2回開催



⇒お問い合わせは**社会福祉協議会**へ

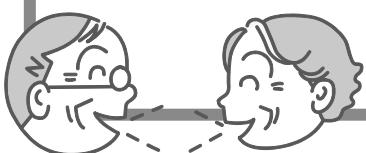
○いきいきサロン事業（地域住民グループ支援）

仲間づくりや認知症・寝たきり防止、高齢者の孤立、閉じこもりの解消のために、ボランティアが中心に行っている交流活動です。

対象者 おおむね65歳以上の高齢者

利用料 若干の自己負担あり

⇒お問い合わせは社会福祉協議会へ



○特定地域高齢者等福祉タクシー

緊急な場合に利用できるタクシー利用券を支給します。



対象者 バス路線の少ない特定の地域の65歳以上の高齢者世帯、障害者世帯等

助成内容 1世帯3枚

⇒お問い合わせは福祉保健課へ

○孤立家庭保安パトロール活動

民生委員が、冬期間に高齢者世帯などをパトロールし、安否確認を行います。



対象者 高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯

その他 ※冬期間のみ

⇒お問い合わせは福祉保健課へ

○健骨体操教室

転倒、骨折を予防するための運動実技
指導や物忘れを防ぐ体操指導等を地区公
民館等で実施します。



対象者 どなたでも

利用料 負担金あり（300円/回）

⇒お問い合わせは福祉保健課、NPO法人Tap (765-5776)へ

○水中運動教室

日常生活に必要な筋力を鍛える運動や物忘れを防ぐ
体操を『クアハウス津南』のプール等で実施します。



対象者 60歳以上のかた 着替えや移動など身の周りのことが自分でできるかた

利用料など 負担金あり（マイクロバスによる送迎あり）

⇒お問い合わせは福祉保健課、NPO法人Tap (765-5776)へ

◎その他サービス

主に介護保険の認定を受けたかたが対象です。

○在宅介護手当

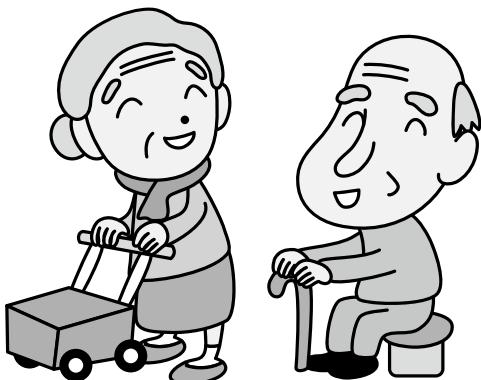
在宅で寝たきり・認知症などで介護している家族に対して、要介護認定調査時の要介護者の状態（「歩行」「入浴」「食事」「排泄」「着替え」のうちいずれかの項目で全介助を要するかた、要介護3以上の認定を受けているかた及び認知症等に伴う行動・心理症状があり特に介護が必要なかた）により支給します。

対象者 在宅で3ヵ月以上要介護者を介護しているかた

支給額 月額 2,000円～10,000円

（要介護度および住民税課税区分により異なります。）

⇒お問い合わせは福祉保健課へ



◎その他サービス

○高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業

高齢者や障害者の居室などを改造するために必要な資金の一部を補助します。

対象者

- ・介護保険要介護、要支援認定者で世帯員の前年の収入合計が600万円未満のかた
- ・身体障害者手帳1・2級取得者、療育手帳A所持のかたで世帯員の前年の収入合計が600万円未満のかた

補助基準額

補助基準額

- ・30万円（要介護・要支援者）
 - ・50万円（身障者1・2級、療育手帳A）
- ※ 経費が補助基準額未満の場合、その金額に補助率を乗じた金額となります。（千円未満切捨て）
- ※ 世帯の課税状況により補助率は変わります。



- 〔※ 介護保険の制度が優先となります。
※ 1世帯1回のみの利用となります。〕

⇒お問い合わせは福祉保健課へ

◎その他施設

○養護老人ホーム妻有荘（十日町市土市）

環境的・経済的な理由から自宅で生活することができない高齢者を受け入れする施設です。

対象者

環境的・経済的な理由から自宅で生活することができないおおむね65歳以上で身の回りのことが自立している高齢者

利用料

利用者の負担能力により異なります

⇒お問い合わせ・申込は福祉保健課へ

○高齢者生活福祉住宅（高齢者生活福祉センター2階）

独立して日常生活を営むことに不安があるかたに対し、見守りのある場で安心して生活していただくことができる高齢者専用のアパートです。

対象者 おおむね65歳以上で、自炊ができる程度の健康状態にあるかた

居室 一人部屋 9部屋 夫婦部屋 2部屋

利用料 基本料金（月額）

一人部屋 8,000円 夫婦部屋 12,000円

※その他、利用者の負担能力により別途料金が発生する場合があります。

⇒お問い合わせ・申込は [福祉保健課](#)へ

○福祉アパート（津南町社会福祉協議会内）

冬期間、山間地等で生活をすることに不安があるかたに対し、入居者のやすらぎとふれあいの場（居室）を提供する高齢者専用のアパートです。

入居可能期間 12月1日～3月31日まで

※降雪状況によっては延長あり

対象者 おおむね65歳以上で、自炊ができる程度の健康状態にあるかた

居室 一人部屋 4部屋

利用料 基本料5,500円+電気使用代を1ヶ月ごとに現金支払い

⇒お問い合わせは [社会福祉協議会](#)へ

◎相談窓口一覧

在宅介護、福祉サービス、医療の相談・申請の総合窓口

津南町地域包括支援センター

住所：津南町大字下船渡戊585

電話：**765-5455**

津南町役場 福祉保健課

住所：津南町大字下船渡戊585

電話：**765-3114**

津南病院 地域連携室

住所：津南町大字下船渡丁2682

電話：**765-3314**

在宅介護に関する相談窓口

津南町在宅介護支援センター

住所：津南町大字下船渡丁2682-3

電話：**765-4858**

日常の困りごとや福祉制度の相談

津南町社会福祉協議会（ボランティア団体に関すること）

◎心配ごと相談：第1・3・5週の木曜日 午後1時～午後4時まで

住所：津南町大字下船渡戊700-1

電話：**765-3774**

民生・児童委員

地区の民生・児童委員にご相談ください。

（委員のお問い合わせは福祉保健課へ）

◎介護保険サービス連絡先一覧

※町内事業所のみ記載

○居宅サービス

〈訪問介護（ホームヘルプ）〉

・津南町在宅介護支援センター	025-765-4858
・ヘルパーステーションあおぞら	025-765-5243

〈訪問看護・介護予防訪問看護〉

・津南町訪問看護ステーション	025-755-5141
----------------	--------------

〈通所介護（デイサービス）〉

・津南町高齢者生活福祉センター	025-765-4876
・デイサービスセンターかりん	025-765-5315
・みさと苑デイサービスセンター	025-765-3400

〈通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）〉

・町立津南病院	025-765-3161
---------	--------------

〈短期入所・介護予防短期入所（ショートステイ）〉

・恵福園	025-765-3700
・みさと苑	025-765-3400
・かりんの里	025-765-3600

○居宅介護支援・予防支援（ケアプラン作成）

・津南町在宅介護支援センター	025-765-4858
・みさと苑居宅介護支援事業所	025-765-3400
・津南町地域包括支援センター	025-765-5455

○地域密着型サービス

〈(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)〉

・グループホーム ひまわり	025-765-5330
・グループホーム ゆうゆ	025-765-3557
・グループホームいなほ	025-765-4779

〈(介護予防) 小規模多機能型居宅介護〉

・ケアホーム恵福園なかつ	025-765-5800
・スマイルホームこたね	025-761-6700
・恵福園ほくぶ	025-765-5361

〈(介護予防) 認知症対応型通所介護〉

・スマイルハウスつなん老人デイサービスセンター	025-765-5322
・デイホーム ひまわり	025-765-5330
・デイサービスなかつ	025-765-5800
・デイホームいなほ	025-765-4779

〈地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〉

・ケアホーム恵福園なかつ	025-765-5800
・恵福園ほくぶ	025-765-5361
・かりんの里	025-765-3600

○施設サービス

〈介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)〉

・恵福園	025-765-3700
・みさと苑	025-765-3400

津南町介護サービス事業所マップ

